

運営資金積立金管理規程

制 定 平成 4年4月1日

全部改正 平成24年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会会計の円滑な運営に資するため、運営資金積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(積立金)

第2条 積立金の額は、5,000,000円とする。

2 積立金から生ずる収益は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会の収入支出予算に計上するものとする。

(積立金の使途)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をもって支出することができる。

- (1) 年度当初の資金に不足が生じ、運営に支障が生じた場合
- (2) 緑の募金の著しい減少又は災害等により、事業執行に支障が生じた場合
- (3) その他理事会が必要と認めた場合

(積立金の復元)

第4条 前条の規定により支出した積立金は、収入状況を考慮して事業の推進に支障がない限り早期に復元しなければならない。

(管理)

第5条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

(処分)

第6条 積立金の処分は、理事会の決議を経て総会の議決をもって行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年3月6日理事会決議)